

令和8年度

保育所利用の手引き



嵐山町

目次

○保育所について

1.	保育所の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	入所手続きの流れ・・・・・・・・・・	1
3.	嵐山町内保育施設一覧・・・・・・・・	2
4.	支給認定・・・・・・・・・・	2～3
5.	保育所を利用できる期間・・・・・・・・	3
6.	入所申込みの受付について・・・・・・・・	4
7.	入所申込みに必要な書類・・・・・・・・	5～6
8.	入所決定まで・・・・・・・・・・	6
9.	入所保留（待機）となった場合・・・・・・・・	6～7
10.	利用者負担（保育料）について・・・・・・・・	7～8
11.	届出事項・・・・・・・・・・	8
12.	保護者説明会について・・・・・・・・	9
13.	延長保育について（町内4保育所）	9
参考1	別表（利用者負担額）	10～11
参考2	嵐山町保育所入所基準点数表	12
参考3	各保育所の概要	
	嵐山しらこばと保育園・・・・・・・・	13
	嵐山若草保育園・・・・・・・・	14
	東昌保育園・・・・・・・・	15
	東昌第二保育園・・・・・・・・	16
	たいよう保育所・・・・・・・・	17
参考4	保育所所在地図	
	地図1（嵐山しらこばと保育園、嵐山若草保育園）	18
	地図2（東昌保育園、東昌第二保育園、たいよう保育所）	19

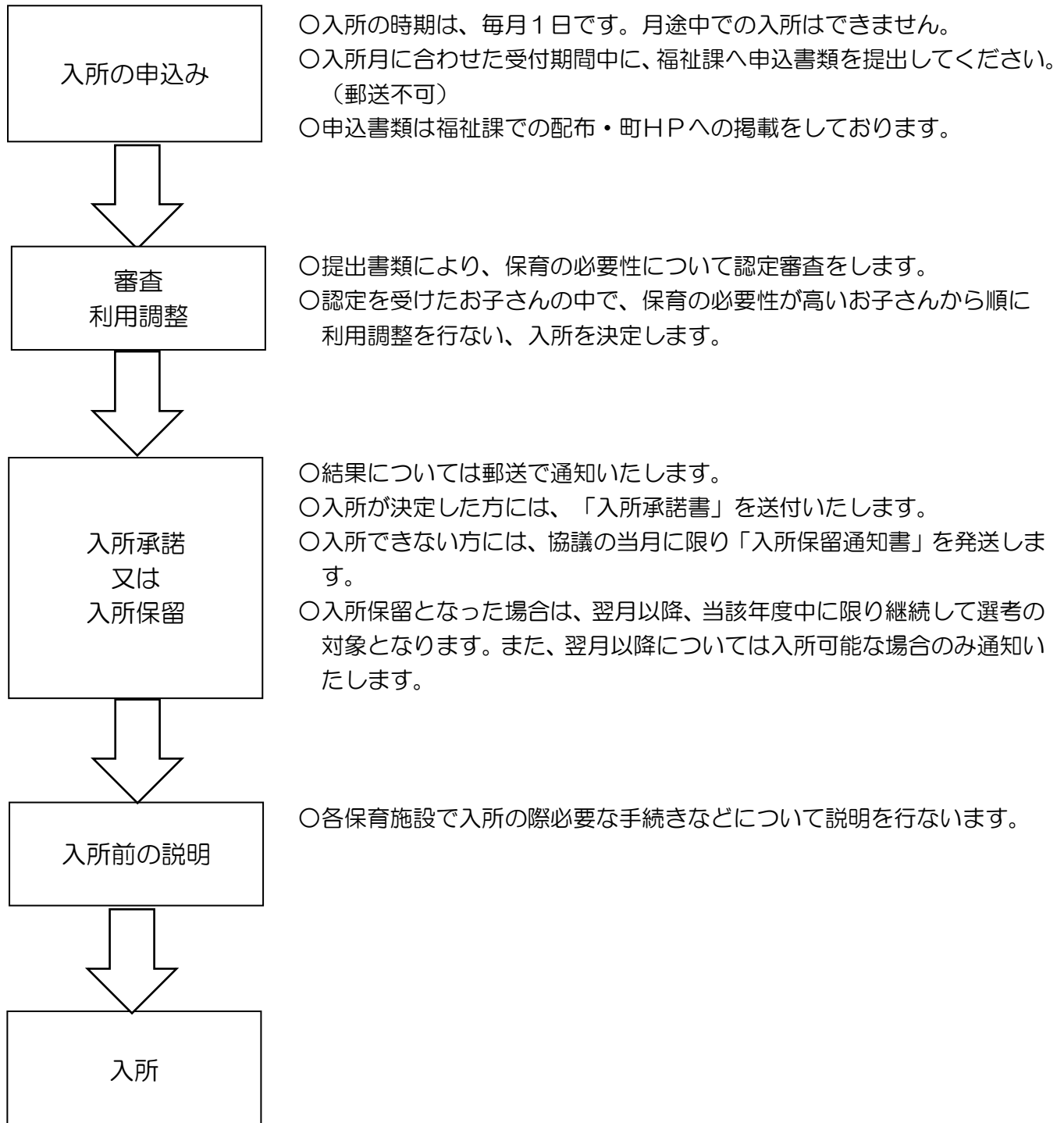
○子育て情報

1.	一時預かり事業（子育て広場レピ、嵐丸ひろば）	20
2.	認可外保育施設	20
3.	ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンター事業	21

1. 保育所の目的

保護者の労働や病気などの事由のため、保育を必要とするお子さんを、保護者にかわって保育することを目的とする施設です。幼稚園と異なり、保育が必要であることが要件となるため「同年齢の友達と遊ばせたい」「集団生活に慣れさせたい」等の理由では入所できません。

2. 入所手続きの流れ



3. 嵐山町内保育施設一覧

町内には、社会福祉法人が設置・運営する保育所が4箇所、事業所内保育所が1箇所あります。

【認可保育所】

保 育 所	所 在 地	電話番号	詳 細
嵐山しらこばと保育園	古里1848	0493-62-0564	P13
嵐山若草保育園	太郎丸381	0493-62-7111	P14
東昌保育園	菅谷11-3	0493-62-3411	P15
東昌第二保育園	千手堂383-1	0493-62-7429	P16

【事業所内保育所】

保 育 所	所 在 地	電話番号	詳 細
たいよう保育所	鎌形1030-3	0493-81-7400	P17

4. 支給認定

【支給認定】

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性に応じた支給認定を受け、利用の申込みをする必要があります。支給認定には3つの種類と、2つの時間区分（2号・3号のみ）があり、認定を受けると、その認定が有効である間、認定に応じた時間で利用を申し込むことができます。

【3つの認定区分】

希望する利用先に応じて、それぞれ必要な認定が異なります。

認定区分	対 象	利 用 先
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園の幼稚園部分
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園の保育園部分
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園の保育園部分 地域型保育所

【支給認定を受けられる基準】

支給認定は、保護者が下記の基準いずれかの事由に該当する場合に受けることができます。また、その事由により、保育の時間区分や、認定が有効な期間が異なります。

- ① 就 労・・・1か月に64時間以上労働していることを常態としていること
- ② 出 産・・・妊娠中であるか又は出産後の間がないこと（産前6週 産後8週）
- ③ 疾 病 等・・・肉体的・精神的に疾病・障害を有していること
- ④ 看 護 等・・・同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること
- ⑤ 災 害 等・・・震災・風水害・火災等の復旧をしていること
- ⑥ 求 職・・・求職活動をしていること（起業準備を含む）
- ⑦ 就 学・・・卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待・DV・・・虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業・・・育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもの継続利用が必要であること
- ⑩ 特 例・・・上記に類するものとして町長が認めるもの

【保育必要量（2号・3号認定のみ）】

保育認定では、保育を必要とする事由について、その状態や必要な保育時間の長さを確認し、施設の利用時間について「保育標準時間」「保育短時間」の2つに区分します。（これを「保育必要量」といいます。）

保育標準時間と保育短時間では、利用できる原則的な保育時間が異なるほか、町や保育所に対して支払う利用者負担額や延長保育として利用できる時間等が異なります。

保育必要量区分	利用可能な保育時間（※）	延長保育として利用できる時間	労働等で保育を必要とする場合における労働等の時間数のめやす
保育標準時間	1日に最大11時間	11時間を超えて利用する時間（有料）	月に120時間以上
保育短時間	1日に最大8時間	8時間を超えて利用する時間（有料）	月に64時間以上120時間未満

※利用可能な時間帯は、施設によって異なります。

【支給認定証】

支給認定された場合、入所の可否に係わらず、支給認定証が送付されます。認定証には、申請書類に基づき決定した支給認定の区分、保育必要量、認定の有効期間等が記載されています。

※認定証についての注意

- 支給認定証は、各保育所に入所する際に施設に提示してもらうなど、必ず必要なものとなります。紛失や破損などしないよう、大切に保管をしてください。
- 認定証に記載されている事項や、認定の申請時に申し出た事項に変更があった場合は、認定変更の必要がある場合がございますので、福祉課までお問い合わせください。
- 3号認定を受けているお子さんが満3歳に達した場合（2号認定に変更）や、その他必要と認められる場合は、申請がない場合でも町が支給認定の内容を変更することがあります。
- お子さんが嵐山町外に転出した場合や、保育の必要性がないと判断できる場合、その他必要と認められる場合は、町が支給認定を取り消すことがあります。

※万が一支給認定証を破損、紛失等した場合は、福祉課までお問い合わせください。

5. 保育所を利用できる期間

保育所への入所可能期間は、生後3ヶ月以上（一部6ヶ月以上）から小学校就学始期に達するまでですが、入所後入所基準に該当しなくなった場合や正当な理由なく保育料を滞納している場合には、保育所を退所していただくこともありますので予めご了承ください。

年度途中で入所基準に該当しなくなった場合には、その旨を連絡してください。

<育児休業明けでの申込みの場合>

原則、入所日が属する月中に職場に復帰することが申込みの条件となります。会社の都合等で、入所日が属する月中に職場に復帰することが難しい場合は福祉課へご相談ください。

6. 入所申込みの受付について

(1) 町内の保育所を希望する場合

【令和8年度4月入所希望の場合】

受付期間：令和7年10月3日（金）～令和7年11月21日（金）

時 間：平日 8時30分から17時15分まで

受付場所：嵐山町役場1階 福祉課

実施内容：①書類の受付 ②保護者（申請者）の個人番号の確認

※後述の「入所申込みに必要な書類」に示す申請書類に必要事項を記入の上、ご提出ください。

【令和8年度途中入所希望の場合】

受付期間：入所希望月の前月5日まで

平 日：8時30分から17時15分まで

受付場所：上記と同じ

実施内容：上記と同じ

※後述の「入所申込みに必要な書類」に示す申請書類に必要事項を記入の上、ご提出ください。

※空き状況は退園や保育士配置等によって変動する可能性がありますので、福祉課へご相談ください。欠員があり次第、保育の必要性が高い世帯からご案内します。

(2) 嵐山町外の保育施設を利用したい場合

嵐山町外の保育施設の利用を希望する場合は、嵐山町を通して申込みを行います。以下の点にご注意のうえ、申込みをしてください。

- ①. 市区町村とも、その市区町村にお住まいでない方の施設への受入れについて、別に条件を設けている場合があります。申込みが可能かどうか、施設のある市区町村に事前に必ず確認を取ってください。
- ②. 申込みの締切日は市区町村によって異なります。施設のある市区町村に事前に締切日を確認し、締切日の5日前までに、嵐山町に申込み書類を提出してください。
- ③. 転出予定で転出先の住所が決まっている場合は、住所地のわかる書類（土地の売買契約書やアパートの賃貸契約書等の写し）を併せて提出してください。

※転出予定の場合、市区町村によっては直接申込みができる場合があります。

7. 入所申込みに必要な書類

① 令和8年度支給認定（現況届）申請書 兼 施設利用申込書・・・児童1人につき1枚

② 保育を必要とする証明書類・・・

保護者及び65歳未満（令和8年4月1日現在）の同居祖父母（別世帯含む）について、「P2支給認定を受けられる基準」のうち該当するものについて提出してください。

○就労・・・就労証明書（★）

○就労（個人事業主）

・・・自営業申立書、事業を営んでいることがわかる書類（商業登記簿謄本の写し、確定申告書（営業所得、農業所得記載あり）の写し、営業許可証の写し 等）

○出産・・・母子健康手帳の写し（①表紙、②出産予定日がわかるページ）

○疾病等・・・診断書（★）

○看護等・・・看護申立書（★）

対象者の診断書又は障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証の写し等

○災害等・・・り災証明書

○求職・・・求職活動申立書（★）

○就学・・・在学証明書

○児童虐待、家庭内暴力等については、関係部署との調整によりその事由を判断します

※（★）がついている書類は、町で指定の様式が福祉課にあります。

※下記についてはそれぞれ証明を受けてください

◇就 労 証 明 書・・・・・・勤務先

◇診 断 書・・・・・・医療機関等

◇看護申立書・・・・・・対象者の診断書については医療機関等

※65歳未満（令和8年4月1日現在）の祖父母と同居である（世帯は別でも、住所地が同じ場合は同居とみなします）場合、祖父母についても上記の書類を提出してください。（提出がない場合は祖父母が保育できる状態とみなします。）なお、祖父母が保育できる状態でも申し込みはできますが、利用調整時に減点対象となります。

③ 児童の健康等確認票（児童1人につき1枚）

④ 家庭調査票（1世帯につき1枚）

⑤ 利用者負担（保育料）納付に係る保証書（1世帯につき1枚）

⑥ 保育料の決定に必要な書類

P7 【決定に必要な書類】参照

⑦ その他：該当する事由がある場合、それに合わせた書類をご提出ください。

・お子さんが障害をお持ちの場合……………障害者手帳等の写し

・住所が同じ世帯員が障害者手帳等をお持ちの場合……………障害者手帳等の写し

・離婚には至っていないが調停（裁判）中である場合…申立書（★）

離婚調停（裁判）を証明する書類

（事件係属証明書、調停期日通知書の写し等）

※その他必要な書類がある場合は、別途請求することがあります。

※書類に不備や不足がありますと、受付できませんのでご注意ください。

※書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合は、入所を取り消す場合があります。

【マイナンバーの確認について】

保育所等の入所手続では、「支給認定（現況届）申請書 兼 施設利用申込書」に申請者である保護者および対象児童のマイナンバーの記載が必要になります。また、下記により、保護者の①マイナンバー及び②本人確認を行いますので、必要書類をご持参ください。

① 保護者のマイナンバー確認方法 (正しいマイナンバーであることの確認)	② 保護者の本人確認方法 (マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
以下のいずれか ・マイナンバーカード※ ・通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写し 等 ※マイナンバーカードを持参された場合、②の本人確認書類は不要です。	【顔写真付本人確認書類の場合（以下の書類から 1 点）】 ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書 等 ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード 【顔写真なし本人確認書類の場合（以下の書類から 2 点）】 ・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・年金手帳 等 ・特別児童扶養手当証書

8. 入所決定まで

町内外を問わず、各保育所には定員が設けられています。年度当初の入所については、児童の家庭での保育の必要性を勘案し、その優先度に応じて児童福祉審議会にて入所を決定します（2月上旬に結果通知郵送）。ただし、希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない又は、入所可能な定員が満員の場合には、入所が可能となるまで待機していただくこととなり、欠員があり次第優先順位の高い方から順次入所を決定します。

継続利用者の入所決定通知については、継続保育の実施に係る必要書類を提出いただければ、申込年度の前年度 2 月末頃に送付いたします「利用者負担決定通知書」をもって代えさせていただきます。なお、保育の必要性がなくなった場合等、継続利用が出来ない方へは、申込年度の前年度 1 月末までにご連絡させていただきます。

9. 入所保留（待機）となった場合について

保育の必要性の認定を受けたが、選考の結果、施設への入所ができなかった場合は、「支給認定証」と「入所保留通知」を送付いたします。

【保留となった場合の翌月以降の選考について】

入所できなかった場合は入所保留の状態となります。一度のお申込みが同年度内（翌年 3 月分の入所選考まで）は有効となるため、翌月以降も選考の対象となります。施設に欠員が出た段階で、保育を必要とする度合の高いお子さんより入所を決定いたします。

- 入所が決定した場合・・・・・・・・・・ 「入所承諾書」をお送りいたします。
- 引き続き入所保留となる場合・・・・ 通知等はいたしません。「入所保留通知」は毎月発行されるものではありませんのでご注意ください。

【申込み内容の変更・取下げについて】

入所保留となっている間に申込み内容に変更が生じたときは、入所選考の優先順位に影響する場合がありますため、ただちに福祉課に申し出てください。

【支給認定の効果について】

入所保留となった場合でも、保育認定については、「支給認定証」に記載の認定期間までは効果を有します。入所保留となっている間に、認定期間が終了してしまった場合（「求職」で認定を受けた場合等）は、再び認定を受ける必要があります。

【令和8年度保育施設の利用申込みについて】

保育施設の利用申込みについては、年度ごとに申込みが必要となります。令和7年度の申込みをしている方についても、令和8年4月からの入所申込みについては、あらためて申請書類の提出が必要となります。

【入所保留となった際に育児休暇の延長を検討している場合の注意】

保育施設に入所できないことにより、育児休暇を当初の期間から延長して取得することができる場合、その手続き上で「保育施設に入所できないことを証明する書類」が必要となることがあります。嵐山町においては、当該効果を持つ書類は「入所不承諾通知書」です。入所保留の場合には、「入所保留通知」が発行されます。入所不承諾通知書を希望される方は、事前に福祉課にお申し出ください。

10. 利用者負担（保育料）について

（1）利用者負担額について

【決定方法】

①お子さんの保育認定区分、②お子さんの保育必要量、③世帯の住民税額の3点を確認し、決定します。

① 保 育 認 定 区 分：2号認定・3号認定により負担額が異なります。

② 保 育 必 要 量：保育標準時間・保育短時間により、負担額が異なります。

③ 世帯の住民税額：住民税所得割額等を参照し所得が多い方ほど負担額も大きく設定されます。

※参照する住民税の年度について

令和8年4月～令和8年8月分の保育料・・・令和7年度に課税された住民税額を参照します

令和8年9月～令和9年3月分の保育料・・・令和8年度に課税された住民税額を参照します

※住民税所得割額について、寄附金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金特別控除・申告特例控除等の適用はありません。

【決定に必要な書類】

マイナンバーを活用した情報連携を行い、市区町村民税額を参照するため、原則として算定に係る書類（課税証明書）の提出は不要です。

ただし、未申告等を理由に町民税額が確認できない方等については、別途証明書類の提出を求める場合があります。※提出が遅れた場合、最高額で算定させていただきます。

【具体的な額について】

利用者負担額 保育認定の子ども(3号認定)の表(P10～11)に基づいて決定いたします。

【利用者負担額の変更について】

世帯の状況に変更があった場合（保護者の死亡または離婚、再婚など）や、税の修正申告などにより住民税額が変更となった場合は、利用者負担額の階層変更に該当することがありますので、早急に福祉課までお申し出ください。

なお、利用者負担額の階層変更は、その事実が判明した翌月から対象になりますのでご承知ください。

【口座振替について】

決定いたしました利用者負担額（月額）は、毎月25日（休日の場合は翌営業日）にお手続きいただく指定の口座から振替させていただきます。

口座振替については、下記の金融機関のみとなっております。

- 埼玉縣信用金庫（本・支店）
- 埼玉りそな銀行（本・支店）
- りそな銀行（本・支店）
- 埼玉中央農業協同組合（本・支店）
- ゆうちょ銀行
- 武蔵野銀行（本・支店）

（2）保育の無償化について

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、幼稚園及び保育所等の利用料（保育料・授業料）が、令和元年10月1日から無償化されています。

【対象者】

利用施設	対象
保育所	・ 3～5歳（2号認定） ・ 0～2歳（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯のお子さん
認定こども園	・ 満3～5歳以上（1号認定） ・ 3～5歳（2号認定）
地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業、家庭的保育事業）	・ 0～2歳（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯のお子さん

【無償化対象外の費用】

給食費・教材費・行事費・通園バス代等は保護者の負担となります。

※世帯状況により、副食費（おかず・おやつ）が免除される場合があります。

（3）上乗せ徴収・実費徴収

利用者負担額の他に、保育の質向上のために必要な費用を徴収する「上乗せ徴収」や、教材費をはじめとした「実費徴収」がかかる場合があります。費用は保育所により異なりますので、詳細は各保育所にお問い合わせください。

11. 届出事項

次の事項が発生した場合は、福祉課及び保育所（在園中の場合）に届出をしてください。

- ・ 居住地が変わるときや父母の就労状況が変わったとき
- ・ 妊娠や世帯構成が変わったとき
- ・ 退園するとき
- ・ 税金の修正申告や更正があったとき

12. 保護者説明会について

年度当初の入所については、各保育所において入所にあたっての準備等について説明会を開催します。年度途中の入所については、随時各保育所へお問い合わせください。

13. 延長保育について（町内4保育所）

入所している児童を対象に、有料で延長保育を実施します。詳しくは、各保育所にお問い合わせください。

【利用料金（1人あたり）】

・各園共通（嵐山若草保育園除く）

2,000円／月額

200円／日額（利用申請をせずに延長保育を利用した場合）

・嵐山若草保育園

利用時間15分の場合（午後6時15分～午後6時30分）

2,000円／月額

200円／日額（利用申請をせずに延長保育を利用した場合）

利用時間30分の場合（午後6時15分～午後6時45分）

4,000円／月額

400円／日額（利用申請をせずに延長保育を利用した場合）

【利用時間】※利用日が、祝日、年末年始、保育所が定めた日は、お休みです。

・嵐山若草保育園

午後6時15分～午後6時45分（月曜日～金曜日）

・東昌保育園、東昌第二保育園

午後6時15分～午後6時50分（月曜日～金曜日）

・嵐山しらこばと保育園

午前7時00分～午前7時30分（月曜日～金曜日）※

午後6時30分～午後7時00分（月曜日～金曜日）

※午前7時00分～午前7時30分までの利用については、事前に「延長保育事業利用申請書」を提出した場合のみ利用可能となります。

【利用料金の支払い】

利用料金は、直接保育所へお支払いください。支払日及び支払方法は、各保育所により異なりますので保育所へお問合せください。

※利用料金については、免除制度がありますので詳細についてはお問合せください。

参考 1

別表（第3条関係）

利用者負担額 保育認定の子ども(3号認定)

階層区分			利用者負担額	
			3 歳児未満	
			保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯		0 円	0 円
第2階層	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円
市町村民税所得割課税世帯	第3階層	所得割課税額 12,000 円未満	11,100 円	10,900 円
	第4階層	所得割課税額 12,000 円以上 48,600 円未満	15,400 円	15,100 円
	第5階層	所得割課税額 48,600 円以上 97,000 円未満	19,900 円	19,500 円
	第6階層	所得割課税額 97,000 円以上 139,400 円未満	26,800 円	26,300 円
	第7階層	所得割課税額 139,400 円以上 169,000 円未満	33,800 円	33,200 円
	第8階層	所得割課税額 169,000 円以上 277,900 円未満	40,600 円	39,900 円
	第9階層	所得割課税額 277,900 円以上 301,000 円未満	47,500 円	46,600 円
	第10階層	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	53,200 円	52,200 円
	第11階層	所得割課税額 397,000 円以上	69,100 円	67,900 円

備考

- 1 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 2 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、市町村民税の所得割課税額が57,700円未満であるときは、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）の範囲で、最年長の子どもから順に2人目の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については半額、3人目以降の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については0円とする。

3 児童の属する世帯が次の各号に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。なお、特定被監護者等の範囲で、最年長の子どもから順に2人目以降の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - (ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	利用者負担額	
	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円
第3階層	2,800円	2,700円
第4階層	2,800円	2,700円
第5階層の一部（所得割課税額が48,600円以上77,101円未満）	2,800円	2,700円

嵐山町保育所入所基準点数表

基準指数＋調整指数＋母の状況＋父の状況＝児童の基準点

○基準指数

世帯の状態	指数
通常	0
通常（65 歳未満祖父母同居有）無職の場合	-5

○調整指数

保護者の状況等	指数
母子・父子	31
母子・父子（65 歳未満祖父母同居有）	26
生活保護	3
自営で協力者	-2
DV	25
保育料滞納	-5

児童の状況等	指数
被虐待児	25
障害児	25
兄弟姉妹が障害児	25
小規模保育施設等を卒園予定	20
小規模保育施設等を卒園予定 （連携施設を第一希望とする場合）	10

保育の実施期間について

【就 労】	就労している期間（ただし受託児童は年度末まで）
【出 産】	産前6週間目の月初日から産後8週間目の月末日
【就労誓約書】	入所後3か月
【傷害・疾病】	医師の診断書等で必要とする期間
【看護・介護】	医師の診断書等で必要とする期間

○父母の状況

就労形態等	時間数（月間）	指数
常勤・自営	150～	21
常勤・自営	140～149	19
常勤・自営	130～139	17
常勤・自営	120～129	15
常勤・自営	110～119	13
常勤・自営	～109	11
パート	150～	21
パート	140～149	19
パート	130～139	17
パート	120～129	15
パート	110～119	13
パート	100～109	11
パート	～99	10
内職		8
就労内定	（常勤）120～	9
就労内定	（常勤）～119	8
就労内定	（パート）120～	9
就労内定	（パート）～119	8
求職活動中		5
出産		25
傷害・疾病		22
看護・介護	同居	18
看護・介護	別居	17
通学		18
障害者手帳	1・2 級	25
障害者手帳	3 級	22
療育手帳	Ⓐ ・ A	25
療育手帳	B ・ C	22
精神障害	手帳所持者・45 条該当	25
災害	災害の復旧	15

参考3

認可保育所

名 称	嵐山しらこばと保育園			設置・運営者	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
※令和 12 年 3 月 31 日までに閉園予定。閉園までは新入园児の受け入れ可。(園児の年齢により卒園前に閉園となる可能性あり)。							
所 在 地	嵐山町大字古里 1 8 4 8						
電 話 番 号	0 4 9 3 - 6 2 - 0 5 6 4						
利 用 定 員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	2	3	4	7	7	7	30
保 育 時 間			平 日			土曜日	
	開 所 時 間		7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0			7 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	
	標準時間保育		7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0			7 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	
	短 時 間 保 育		8 : 1 5 ~ 1 6 : 1 5			8 : 1 5 ~ 1 2 : 3 0	
保 育 方 針	・屋外活動をとおして健康な身体づくりをします。 ・自然の中で四季の変化や動植物に触れ、豊かな心や表現力を養います。 ・陶芸教室や音楽活動をとおして豊かな感性や創造力を養います。 ・子どもの健全な発達を支援するために関係機関と連携を図ります。						
保 育 実 施 状 況	・低年齢児保育（生後 6 ヶ月より） ・障 害 児 保 育 ・延 長 保 育						



認可保育所

名 称	嵐山若草保育園			設置・運営者		社会福祉法人 恵会		
所 在 地	嵐山町大字太郎丸381							
電 話 番 号	0493-62-7111							
利 用 定 員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計	
	6	8	12	14	15	15	70	
保 育 時 間			平 日			土曜日（1歳児以上）		
	開 所 時 間		7：15～18：45			7：30～12：30		
	標準時間保育		7：15～18：15					
	短時間保育		8：30～16：30					
保 育 方 針	自然に恵まれた環境の下、発達段階に応じて子どもひとりひとりの個性豊かな能力を、集団生活で育成する。							
保 育 実 施 状 況	・低年齢児保育（産休明けより） ・障 害 児 保 育 ・延 長 保 育 ・給 食							
園 の 特 色	1. 自然に恵まれた環境での保育 2. 年齢に応じた基本的生活習慣を確立し自立した生活を行えるようにする 3. 四季折々の行事を通して自然や他者に対する感謝の気持ちを培う 4. 講師による和太鼓や歌唱指導（3・4・5歳児） 5. 講師による英語教育（5歳児）							
保 育 園 の 1 日	07：15 時間外保育、登園開始 08：30 順次登園、視診、持ち物整理、自由遊び。 09：35 クラス別保育（0＆1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児クラス別による一斉保育） 11：30 給 食 12：30 0＆1歳児午睡準備、3歳児以上歯磨き、自由遊び 13：00 2歳児以上午睡準備、午睡（全園児）。 15：15 目覚め、着脱 15：30 おやつ、降園準備 16：00 降園開始、合同保育、室内遊び（ビデオ、絵本、ブロック、大型積木等） 18：15 通常保育終了 18：45 延長保育終了							
年 間 行 事	◎毎月行事 ・誕生会 ・避難訓練 ・発育測定 ◎3・4・5歳児 ・歌唱指導 ・体操教室 ◎5歳児のみ ・和太鼓 ・英語教室 4月 入園式 5月 保育参観 6月 運動会、歯科検診、水遊び、じゃがいも掘り（4・5歳児） 7月 セタ、防犯教室、健康診断、夏祭り 9月 防災訓練、クッキング（5歳児） 10月 園外保育（2歳児以上園児のみ）、ハロウィン 11月 七五三祝、消防署立ち会い避難訓練 12月 お遊戯会（2歳児以上）、引き渡し訓練、クリスマス会、健康診断 1月 消防署見学（4・5歳児）、交通安全教室 2月 節分、お別れ遠足（5歳児） 3月 ひな祭り、お楽しみ給食、卒園式							

認可保育所

名 称	東昌保育園			設置・運営者		社会福祉法人 杉の子会		
所 在 地	嵐山町大字菅谷11-3							
電 話 番 号	0493-62-3411							
利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	5	5	5	15	15	15	60	
保 育 時 間				平 日		土曜日		
	開 所 時 間			7:15~18:50		7:15~12:30		
	標準時間保育			7:15~18:15				
	短時間保育			8:30~16:30				
保 育 方 針	・家庭的雰囲気の中で心身共に健康な子を育てる。 ・明るく、正しく、仲良く、何事も努力して最後までがんばる。 ・愛情のある保育と自然の中で健康な子どもに育て、幼児期の体と互いに助け合う心を養うよう指導する。 ・幼児期のしつけと集団生活のきまりを身につける。							
保 育 実 施 状 況	・低年齢児保育（生後3ヶ月から） ・障害児保育 ・延長保育 ・給 食							
園 の 特 色	・保育参観可 ・完全給食 ・異年齢児の交流を大切にする ・いろいろな事を体験できる環境 【野菜作り、体力作り】							
保 育 園 の 1 日	07:15 順次登園、健康観察、所持品整理、室内自由遊び 朝の絵本の読み聞かせ 09:00 0・1・2歳児：おやつ、歌、体操 3・4・5歳児：集会（歌、体操、マラソン） 10:00 クラス別保育 11:00 給 食（0、1、2歳児） 11:30 給 食（3、4、5歳児） 12:30 午睡準備、お昼寝前の絵本の読み聞かせ 13:00 午睡（5歳児・・・保育活動） 14:40 起床、着替え 15:15 おやつ 15:30 帰りのしたく、帰りの会、順次降園（園庭又は室内自由遊び） 18:15 通常保育終了 18:50 延長保育終了							
年 間 行 事 ◎身体測定 ◎毎月行事 ・誕生会 ・避難訓練 ◎1~2月 ・1日保育士体験	4月 新年度説明会 5月 運動会、内科健診 6月 歯科検診、じゃがいも掘り、水遊び（6月~7月） 7月 夏祭り 10月 ハロウィン、七五三祝（雅児写真）、内科検診 11月 埼玉県警による防犯教室、消防署立ち合い避難訓練 12月 クリスマス会、おゆうぎ会 1月 獅子舞、保育参観 2月 節分 3月 ひな祭り、新入園児説明会、卒園式							





認可保育所

名 称	東昌第二保育園		設置・運営者		社会福祉法人 杉の子会		
所 在 地	嵐山町大字千手堂383-1						
電 話 番 号	0493-62-7429						
利 用 定 員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	5	7	14	15	15	15	71
保 育 時 間			平 日			土曜日	
	開 所 時 間		7：15～18：50			7：15～12：30	
	標準時間保育		7：15～18：15				
	短 時 間 保 育		8：30～16：30				
保 育 方 針	・家庭的雰囲気の中で心身共に健康な子を育てる。 ・明るく、正しく、仲良く、何事も努力して最後までがんばる。 ・愛情のある保育と自然の中で健康な子供に育て、幼児期の体と互いに助け合う心を養うよう指導する。 ・幼児期のしつけと集団生活のきまりを身につける。						
保 育 実 施 状 況	・低年齢児保育（生後3ヶ月から） ・障害児保育 ・延長保育 ・給 食						
園 の 特 色	・保育参観可。 ・完全給食。 ・異年齢児の交流を大切にする。 ・いろいろな事を体験できる環境。 【野菜作り、体力作り】						
保 育 園 の 1 日	07：15 順次登園、健康観察、所持品整理、室内自由遊び 朝の絵本の読み聞かせ 09：30 0・1・2歳児：おやつ、歌、体操 3・4・5歳児：集会（歌、体操） 10：00 クラス別保育 11：00 給 食（0、1、2歳児） 11：30 給 食（3、4、5歳児） 12：30 午睡準備、お昼寝前の絵本の読み聞かせ 13：00 午睡（5歳児…保育活動） 15：00 起床、着替え 15：15 おやつ 15：30 帰りのしたく、帰りの会、順次降園、一斉保育（室内自由遊び） 18：15 通常保育終了 18：50 延長保育終了						
年 間 行 事 ◎身体測定 ◎毎月行事 ・誕生会 ・避難訓練 ◎1～2月 ・1日保育士体験	4月 新年度説明会 5月 運動会、内科健診 6月 歯科検診、じゃがいも掘り、水遊び（6月～7月） 7月 お祭りごっこ 10月 ハロウィン、七五三祝（雅児写真）、内科検診 11月 埼玉県警による防犯教室、消防署立ち合いによる避難訓練 12月 クリスマス会・おゆうぎ会 1月 獅子舞、保育参観 2月 節分 3月 ひな祭り、新入園児説明会、卒園式						





事業所内保育所

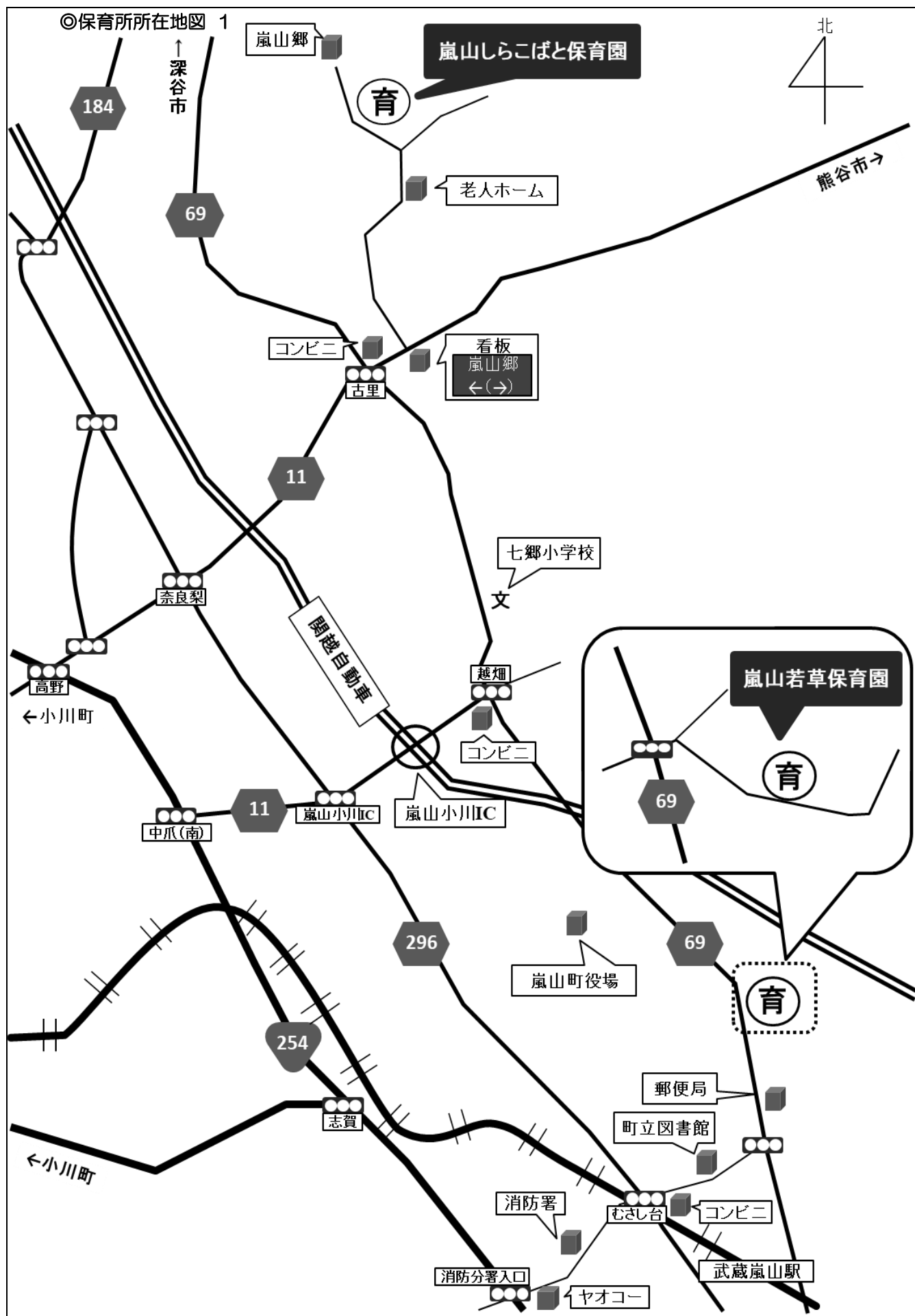
名 称	たいよう保育所		設置・運営者	設置者：太陽ホールディングス（株） 運営者：（株）子育て支援			
所 在 地	嵐山町大字鎌形１０３０－３						
電 話 番 号	０４９３－８１－７４００						
利 用 定 員 (地域枠)	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
	2	2	1	0	0	0	5
保 育 時 間			平 日		土曜日		
	開 所 時 間		7：30～20：00		休 園		
	標準時間保育		8：00～19：00				
	短 時 間 保 育		9：00～17：00				
保 育 方 針	・子ども達が「自立に向けた基盤」を構築できるよう、勇気・責任感・協調精神を育む保育を実践することを保育理念とします。 ・保育目標 (1) 愛情に満たされ、おだやかな心を持つ子 (2) たくましく、元気な子 (3) 知的好奇心旺盛な子						
保 育 実 施 状 況	・低年齢児保育（生後3ヶ月から） ・延 長 保 育 ・給 食						
園 の 特 色	・勇気づけの言葉掛けで「子どもに共感」・「子ども目線」を大切にする ・目の前に広い園庭や里山があり、野菜づくりや虫捕り・どんぐり落ち葉ひろいと自然に触れられる環境にある ・令和7年度より東昌第二保育園様と協定を結び、卒園後の連携を図ることになりました。						
保 育 園 の 1 日	07：30 時間外保育、登園開始 08：00 健康観察、所持品整理、室内・園庭自由遊び 09：30 朝のおやつ、クラス別保育 10：00 朝の会、体操、歌、ごあいさつ、屋外・室内遊び、製作 11：30 給食、午睡準備 12：00 午睡 15：00 起床、おやつ 15：30 お帰りの会、体操、歌、ごあいさつ、合同保育 18：00 補食 19：00 標準時間保育終了 20：00 延長保育終了（有料）						
年 間 行 事 ◎毎月行事 ・誕生会 ・避難訓練 ・身体測定 ・内科検診	4月 入園のお祝い・お花見 5月 こどもの日・夏野菜の苗植え 6月 歯科検診 7月 七夕・水遊び 8月 水遊び・野菜収穫・夏祭り遊び 9月 十五夜 10月 ハロウィン 11月 運動会ごっこ 12月 クリスマス会 1月 お正月(獅子舞)・いちご狩り 2月 節分（豆まき）・バレンタイン 3月 ひな祭り、転園・進級のお祝い						



※ブログも随時、
更新しています
(*^-~^*)



※ブログも随時、
更新しています
(*^-^*)





○ 子育て情報コーナー

1. 一時預かり事業（子育て広場レピ、嵐丸ひろば）

どこの保育所にも入所しておらず、町内に住所を有し集団保育が可能な、生後6ヶ月以上の就学前の児童で下記のいずれかの条件に該当する児童を対象に、有料で一時預かり保育を実施しています。事前に登録が必要となります。詳しくは、福祉課にお問い合わせください。

【個別の条件】

- ① 保護者の短時間・断続的な労働、就労等で、原則月10回まで家庭における育児が困難となる児童。
- ② 保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童。
- ③ 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となる児童。

【利用時間】

午前8時30分～午後4時30分（火曜日～金曜日。祝日を除く。）

【利用料金】

1,000円／日 （火曜日～金曜日）
500円／半日（火曜日～金曜日の午前・午後）

【問合せ】

嵐山町役場 福祉課 TEL0493-62-0716

2. 認可外保育施設

直接契約となりますので、詳しくは各保育園へお問い合わせください

【認可外保育施設】

● アサヒキッズランド嵐山花見台保育園

嵐山町花見台7-1 電話048-788-3622（本社 人事課）

● なないろキッズ&マーム

東松山市上唐子1469 電話0493-21-7111

3. ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンター事業

子育ての援助をしてほしい人（利用会員）と、援助をしたい人（サポート会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。（利用には会員登録が必要です。）

【こんな時活動します】

- 保育所や学童クラブの送迎、その前後の預かり
- 保護者の外出の際の預かり
- お子さんが軽度の風邪や発熱で保育園等に行けない時の預かり
- 保護者の体調不良など緊急的な預かり
- 宿泊を伴う預かり

【預かり場所】

利用会員・サポート会員宅など

【預かりをする子ども】

0歳～原則小学6年生まで

【利用料】

○通常の預かり

1時間500円（基本料金は700円ですが、町から200円助成します。）

○病児・病後児預かり

1時間300円（基本料金は1,000円ですが、町から700円助成します。）

※ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯、夜間、宿泊については、別料金となります。

詳しくはお問い合わせください。

【問合せ・申込み】

緊急サポートセンター埼玉

048-297-2903（7:00～20:00 土日可）

嵐山町福祉課

0493-62-0716（平日8:30～17:15）

発行

令和8年度保育所入所の手引き
令和7年度版

嵐山町大字杉山1030-1

嵐山町福祉課

TEL：0493-62-0716

FAX：0493-62-0715

